7 監査課第617号 令和7年8月8日

相模原市長 本村 賢太郎 殿

相模原市監査委員 岩 本 晃

同 橋 本 愼 一

同 鈴木秀成

令和6年度相模原市内部統制評価報告書の審査意見について(提出)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第150条第5項の規定により審査に付された令和6年度相模原市内部統制評価報告書を審査したので、次のとおり意見を提出する。

1 相模原市監査基準への準拠

この審査は、相模原市監査基準(平成29年相模原市監査委員訓令第1号。以下「監査基準」という。)に準拠して実施した。

2 審査の種類

地方自治法第150条第5項の規定に基づく審査

3 審査の実施日程

令和7年6月2日から同年8月1日まで

4 審査の対象

令和6年度相模原市内部統制評価報告書(以下「評価報告書」という。)

5 審査の着眼点

監査基準第11条第6項第4号の規定に基づき、次のとおり主な着眼点を定めて審査を行った。

- (1) 市長による評価が、評価手続に沿って適切に実施されたか。
- (2) 内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているか。

6 審査の主な実施手続

「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」(平成31年3月総務省公表。以下「ガイドライン」という。)に基づき、次の手法により審査の手続を行った。

(1) 形式審査

相模原市内部統制会議等の開催状況及び各モニタリングの結果等の調査を実施することで、評価報告書等がガイドラインの「IV 内部統制評価報告書の作成」及び相模原市内部統制規程(令和2年相模原市訓令第2号)に基づき作成されているか並びに計数が正確であるか等を確認した。

(2) 実質審査

関連文書の閲覧、内部統制推進評価部局等への質問等を行うことで、相模原 市内部統制基本方針(令和2年2月6日策定)に基づき、事務の管理及び執行が 法令に適合し、かつ、適正に行われる体制が構築されているか等を確認した。

7 審査の結果

審査に付された評価報告書について、監査委員が確認した内部統制の整備状況 及び運用状況、評価に係る資料並びに監査委員が行うこととされている監査、検 査、審査その他の行為によって得られた知見に基づき、市長による評価が評価手 続に沿って適切に実施されたか及び内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかという観点から検証を行い審査した限り、重要な点において、評価報告書の評価手続及び評価結果に係る記載が相当であると認められた。

また、評価報告書に記載のとおり、評価対象期間において74件の運用上の不備があり、それらについて再発防止策が講じられたことを確認した。

8 備考

特段記載すべき事項はない。

以上